

図書教材新報

Books
teaching
materials
magazine

Vol.227

今月の特集

①能登半島地震に関する全図協としての支援について (P. 4)

②教育委員会あて 著作権に関する学校への指導要請文書 (P. 5~7)

図書教材新報
Books teaching materials magazine

2024.3.25 Vol.227 (total 1856号)
1956年1月5日 創刊 毎月25日発行

未来の教育とエージェンシー

一般社団法人日本図書教材協会前会長

菱村 幸彦



教育界では、ときに「アクティブラーニング」や「カリキュラムマネジメント」など外来語が流行する。最近は「カリキュラムオーバード」 「ウェルビーイング」 「エージェンシー」という言葉をよく目にする。この3語はいずれもOECDに由来している。

周知のように、OECDは経済協力開発機構で、本来、加盟国間の経済について分析・検討を行う国際機関であるが、教育の分野でも様々な事業を行っている。直近の例でいえば、日本の好成績がニュースとなったPIISAは、OECDが3年ごとに実施する国際学力調査である。

OECDは、2019年に報告書「教育とスキルの未来2030プロジェクト」を出した。報告書は、未来の教育の枠組みとして、ラーニング・コンパス(学びの羅針盤)を提示し、「ウェルビーイング」と「エージェンシー」というキーワードを掲げた(*)。ウェルビーイングは、すでに第4期教育基本計画に取り込まれているから、改めて説明する必要はないだろう。

では、未来の教育に求められるエージェンシーとは何か。OECD報告書は、エージェンシーについて「変化を起こすために、自分で目標を設定し、振り返り、責任をもって行動する能力」と定義している。予測が困難な状況に適切に対応するためには、目標の設定や目標実現に向けた計画を立案し、さらには自らの能力や機会を評価し、振り返るなどの能力が欠かせない。未来の教育では、創造に向けた変革をもたらす能力の育成こそが重要というわけだ。

現行学習指導要領は、自ら課題を発見し、主体的に判断して行動し、よりよく問題解決する資質・能力を身につけることを重視している。これはエージェンシーの考え方と同旨である。学習指導要領の次期改訂ではこの方向性がさらに推進されることとなるだろう。

*文科省からOECDに出向していた白井俊氏の著した『OECD Education2030プロジェクトが描く教育の未来』(ミネルヴァ書房)に詳しい。

日・全全国の教育委員会等に

学校用教材の著作権に関する学校への指導を要請

物流の2024年問題による物流事情への理解文書も合わせて送付

教材等著作権保護委員会（委員長・前田哲男弁護士）では、全教育委員会・事務所並びに各都道府県の小・中学校校長会長へ、所管の学校で図書教材やデジタル教材等の学校用教材の無断複製・公衆送信利用が行われないよう指導を要請する文書を送付した。また、日本図書教材協会（辻村哲夫会長）と全国図書教材協議会（細谷美明会長）では、学校用教材の供給業者として各都道府県協会に所属している会員名を今年も全国の教育委員会と教育事務所へ3月1日付けで通知した。

学校用教材の著作権に関する指導を要請する文書では、教師に対して、実物見本をそのまま複製したり、一部を利用したり、パソコンへのコピーなどを行って「自作教材」を作ることの違法性を改めて認識してもらい、そのようなことが学校現場で起きないように強く求めている。また、一人一台端末の整備に伴い、子どもたちが容易に教材の撮影やデータ配信を行えることから、より一層学校用教材の著作権侵害の防止に配慮してもらうよう要請している。

特に、学校での複製や教育目的の複製は、法律上すべて認められていると誤解している教師が多いことから、法文を引用しながら強調して説明しているほか、文科省と相談の上で、文科省の事務連絡文書にも触れるなど、年度はじめの職員会議の席等で周知するよう要請している。また、学校用教材は原則として「授業目

的公衆送信補償金制度」の対象には当たらず、無許諾での公衆送信は認められていないことも明記している。

学校用教材の供給業者の通知文書では、添付名簿の事業者は全図協に登録されている小・中学校用の教材販売店であり、その公正、適切な普及、供給に努めているもので、学校用の教材等はこの事業者から購入することを勧めている。

また、物流事情の文書では、2024年問題により図書教材の納品にも影響が出てくると思われるため、所管の小・中学校及び先生方への周知を要請している。

※教育委員会あて 著作権に関する学校への指導要請文書は、5〜7ページで紹介しています。

* * * * *

あかつきの日常教材



ステップ式理科ノート



新理科問題集



書いておぼえる漢字ノート



数学基礎からのABC



ジャストスタディ 社会・地理1



ジャストスタディ 理科1



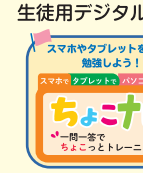
ワーク&トライ



まんがワーク



国語の三本柱



生徒用デジタルドリル



書きこみ
できます!

あかつき教育図書株式会社 〒176-0021 東京練馬区貫井 4-1-11
TEL. 03-3577-8966

2023年度 拠出金一覧表 (小学校2学期)

(円)

協会名	拠出金額	協会名	拠出金額
北海道	169,865	福井	41,992
青森	84,220	京都	60,093
岩手	91,312	奈良	38,132
秋田	71,317	大阪	110,170
山形	68,558	和歌山	62,408
宮城	110,270	兵庫	139,865
福島	146,012	広島	247,586
茨城	284,825	鳥取	52,154
栃木	173,429	島根	50,981
群馬	57,333	山口	90,247
埼玉	502,857	徳島	32,623
千葉	173,701	愛媛	20,681
東京	683,398	高知	30,393
山梨	9,602	福岡	264,356
静岡	74,363	佐賀	59,973
三重	127,057	長崎	81,972
長野	96,565	熊本	145,090
新潟	66,943	大分	86,617
富山	28,890	宮崎	45,273
石川	39,573	鹿児島	76,291
		合計	4,796,987

1月30日

全拠出金、2023年度小学校2学期分

40協会へ479万円還元送金

2023年度小学校拠出金の2学期分が加盟7社より集金され、事務局で集計して関係40協会へ479万6,987円還元送金した。昨年比で微減となっている。各協会では、会員が拠出したこの資金をさまざまな活動費にあてている(左表参照)。

なお、集金にあたっては、小学校加盟7社(青葉、同人、光文、新学、正進、日標、文溪)の全面的な協力を得ている。

2月9日

全鹿児島県協会小学校用教材展示会を開催

鹿児島県協会(八代和彦会長)では、鹿屋市立鹿屋小学校で小学校用教材の展示会を開催した。

今回の企画は、鹿屋市教育委員会公開授業「鹿屋小学校オープンスクール」事業と連携する形で、公開授業にいられた先生方を対象にしたもの。当日は約120名の先生方が来場し、各出版社の展示ブースでは教科書改訂で新しくなったさまざまな企画の教材が紹介された。

2024 五ツ木書房の中学直販教材 わかりやすい! 使いやすい!

五ツ木書房

〒538-0052 大阪市鶴見区横堤4-1-35
TEL 06-6913-1251 <https://www.itsuki-s.co.jp/>

2月21日

小学校編集部長会を開催

小学校編集部長会（幹事長・山口直人教育
同人社取締役）
では、第7回
部長会を「協
会会議室」で
開いた。



小学校編集部長会

会議では、
教著協との協
議、共同許諾
申請業務、教
材の複製や公
衆送信に関す
る問い合わせ
への対応、著
作権の勉強会・研修会、広報活動、校務支援シ
ステム等への対応等について状況確認と検討
を行った。

2月22日

全ブロック小学部会長と小学校営業部長と の意見交換会を開催

ブロック小学部会（委員長・川上忠男東海ブ
ロック代表）では、新学期前の出版社営業部長
との意見交換会をオンラインで開いた。

当日は、物流の2024年問題対策、自治体
採択デジタル教材への対応やICT導入状況
調査の今後の方針、小学校業界に関する諸課題
等について協議、意見交換を行った。

能登半島地震に関する 全図協としての支援について

全国図書教材協議会では、能登半島地震に
関する支援として、能登半島地震対策委員会
を中心に協議を重ねてきました。

現在、販売店の事業所及び家屋被害の報告
は7件あり、そのような状況を鑑みて、左記
の通り支援していくことを決定しました。

・販売店、出版社からの見舞金の送付

販売店側として100万円（各ブロックよ
り10万円）、出版社側として100万円（日
図協小学部会50万円、中学部会50万円）の計
200万円を、全図協を通じて北信越ブロッ
クに送付します。今後、建物等の損壊状況に
応じて、被災販売店へ配分、送付される予定
です。

・「全国災害復興支援制度」の認定

能登半島地震を「全国災害復興支援制度」
の適用災害と認定しました。具体的な運用は、
北信越ブロックや被災地域からの意向をふま
えて、対策委員会を中心に進めていきます。

・全図協「災害見舞規程」に則った見舞金 の送付

販売店、出版社からの見舞金とは別に、全
図協「災害見舞規程」に則った通常の見舞金
（1販売店2万円）を販売店からの申請に応
じて協会長を通じて送付します。

学宝社の新学期教材

『確認から発展へ』（数学・理科のみ）『わかる数学』『学習整理 理科』に、
新ツール **Te-さぼ** -定期テスト作成- を追加しました！

確認から発展へ 5教科

わかる数学

学習整理 理科



がくまる

共に豊かな
教育をめざす

学宝社

〒454-0011 名古屋市中川区山王4-5-10
TEL(052)322-1171 FAX(052)332-1960

<https://www.gakuho.co.jp/>

2024年3月1日

都道府県・市町村・特別区教育委員会
教 育 長 様
学校教育担当課長 様

教材等著作権保護委員会
委員長・弁護士 前田哲男

ワーク、ドリル、テストなど学校用教材の著作権に関する学校への御指導のお願い

拝啓 学校教育の充実向上に対する日頃の御尽力に心より敬意を表させていただきます。

さて、教材出版社が制作・発行しておりますワーク、ドリル、テストなどの図書教材やデジタル教材等の学校用教材は、学校教育法及び学校管理規則などにより使用することが認められている副教材です。このような学校用教材に関し、教材出版社から販売代理店を通して小・中学校にお届けした教材の見本や採用後の教材が、先生方の手でそのまま複写されたり、パソコンやサーバにデータとして取り込まれたりしていわゆる“自作教材”となり、児童・生徒に利用されるという例が、残念ながら後を絶ちません。これによって出版社・代理店ともに著しい経済的な打撃を受けており、その対策に頭を痛めております。

また、1人1台端末の整備に伴い、ICT環境を活用した学びの充実が期待されるところで、端末の活用により、先生だけでなく、児童・生徒も容易に教材の撮影や画像データの配信が行えることから、学校用教材の著作権侵害の防止にはより一層の配慮が必要となっております。

そこで、著作権法の遵守について、以下のとおり所管の小・中学校及び先生方への御指導を賜り、年度はじめの職員会議の席などで周知していただきたく、本書面を差し上げる次第です。よろしく御願い申し上げます。

①



広げる

「もっと知りたい！」に答える

美術資料

3年間
ずっと
使える

<https://www.shugakusha.co.jp/>



心が動く、その先へ。
秀学社

大阪本社 〒558-0041 大阪市住吉区南住吉 4-7-5 TEL:06-6695-1331 FAX:06-6606-5171
東京本社 〒165-0026 東京都中野区新井 1-2-16 TEL:03-3389-4614 FAX:03-3389-4618

れています。児童・生徒数分の教材を採用している場合でも、撮影・配信した教材の画像データが蓄積されていくこと等により将来における著作物等の潜在的販路を阻害するなど、教材出版社の利益を不当に害する可能性が高い場合には、原則として、著作権法第35条第2項における「補償金」の範囲で利用できるケースには当たりません。すなわち、「補償金」を支払っても無許諾で学校用教材を公衆送信できるものではありません。（著作物の教育利用に関する関係者フォーラム「改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）」9ページ参照）

4. 教材の複製・公衆送信に際しては、教材出版社にお問い合わせください

学校用教材の著作権について、原則となる考え方は先述のとおりですが、ここ最近では、複製や公衆送信の形態も多様になってきており、学校の状況・事情等に応じて、著作権者である教材出版社等の判断により、柔軟な対応ができる場合もありますので、教材出版社等に事前に確認することをお勧めいたします。

5. 著作権法では、著作権侵害行為に対する罰則は「10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はその併科」とされております

著作権法の罰則規定は重く、先述のような著作権侵害行為があった場合は、著作権法違反として厳しい刑罰を科せられることがあります。また、著作権者が被る損害が著しい場合には、教材出版社のみならず、教科書掲載作品の著者などからも損害賠償請求の訴訟が提起されることにもなりかねません。

6. 御指導方をお願い

各位におかれましては、教育の場で刑事・民事の著作権紛争が発生するという不祥事を未然に防止するためにも、各先生方に対し、著作権法を遵守し違法な複製や公衆送信を根絶することについての御指導をいただきたく、お願い申し上げます。

なお、学校用教材と著作権については、一般社団法人日本図書教材協会のホームページ内に解説とFAQが掲載されておりますので、そちらも御参照ください。



協会ホームページ
[<https://nit.or.jp>]

敬具

③

ダブルトライから COM.-PASS へ...

好評 COM.-PASS 理科

1・2・3年

啓東大

定期テスト対策は『COM.-PASS 理科』が最適!!

ステップC 定期テストにそなえよう → 数単元ごとに散りばめて掲載。

COM.-PASS 理科1 1年

COM.-PASS 理科2 2年

COM.-PASS 理科3 3年

短いスパンで学習できる

記述問題や思考力を要する問題も掲載

計9～12回分(学年・準拠により相違)をご用意。

作図問題もあり

※上記は啓林1年の場合で、計10回分を掲載。

とうほう **東京法令出版** 株式会社 〒380-8688 長野市南千歳町 1005 ●Tel 026-224-5411 ●Fax 026-224-5419 ●<https://toho.tokyo-horei.co.jp/>

1. 著作権法では、学校用教材の無断複製・公衆送信は、教育目的であっても認められていません
著作権法第35条(学校その他の教育機関における複製等)第1項は、学校の先生方が、公表された著作物を「授業の過程における利用に供すること」を目的として複製・公衆送信することを必要の限度で認めております。しかし、同項には、「当該著作物の種類及び用途…に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない」との「ただし書」があります。そのため、教材出版社の「商品」としての学校用教材をそのまま、あるいは加工して無断で複製・公衆送信して児童・生徒に利用させる行為は、まさにこの「ただし書」に該当し、教材出版社の利益を不当に害するものとして禁止されています。学校用教材については採用の有無にかかわらず、原則として無断複製・公衆送信は認められていません。(著作物の教育利用に関する関係者フォーラム「改正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度版)」12ページ参照)

また、文部科学省の事務連絡文書「1人1台端末により撮影した教材の画像データを活用した学びについて」(令和4年11月24日付)においては、「ドリルやワークブックなど児童生徒等が一人一点ずつ購入することを想定して販売されている教材を、その購入等の代替となるような態様でコピー・配信すること…は著作権者等の利益を不当に害するおそれがある」との記載もあります。

2. 学校用教材の見本は、適切な御採用をお願いするためのものです

小・中学校で最も多く見られる違法複製は、教材出版社が無償で提供する見本(又は少数の採用分)を児童・生徒数分そのまま複製し、「授業の過程における利用に供する」ことです。特に問題視しておりますのは、提供された見本がそのまま複製・使用され、本来採用されたはずの「商品」としての教材が採用されなくなることです。

教材出版社が小・中学校に現物見本をお届けしているのは、学校管理規則などの定めに従って、より適切な教材を採用していただくための教育的な配慮によるものです。その見本を複製して利用することは、違法である以前に、教育に携わる者として許されるべきではないと考えております。

3. 学校用教材は、「授業目的公衆送信補償金制度」の対象には当たらず、無断公衆送信は認められておりません

学校用教材の公衆送信についても、1のとおり教材出版社の利益を不当に害するものは禁止さ

②



感じる表す 美術

2024年度版

- 伝統文様や伝統色、和菓子など
日本の美術文化の充実
- 短時間題材、木彫の技法など
表現題材の強化
- 形、色など(共通事項)をまとめた
巻頭特集「美のエッセンス」

定価(税込)780円 A4判カラー 192P

信頼をつちかい 学びで未来をひらく

株式会社 浜島書店

〒466-8691 名古屋市昭和区阿由知通2-1-1
TEL 052-733-8040(代) FAX 052-733-8977
<http://www.hamajima.co.jp/>

全図協 会員販売店向け各種制度のご紹介

全図協では、販売店の経営や業務に関わる制度をご提供しています。
ここではそれぞれの制度の概要を簡単にご紹介します。

◆従業員が事故で入院してしまった…



生命共済制度

- ・従業員1人ずつ無審査で加入ができます
- ・死亡や障害、事故による入院時に保険金・給付金を支給します
- ・剰余金が生じた際は、配当金として返還します



3つ揃えば自社の経営や業務も安心！！

◆台車で校舎を傷つけてしまった… 搬入中に子どもにケガを負わせて しまった…

◆従業員の福利厚生を充実させたい… 優秀な人材を確保したい…

総合補償制度

- ・学校内で生じた対人・対物事故と、集金時や事務所に保管していた現金盗難に対する制度です
- ・図書教材に限らず、学校へ納入したすべての商品に関わる事故を対象としています

福利厚生制度

- ・グルメや旅行、スポーツクラブなどさまざまなサービスを取り揃えています
- ・従業員だけではなく、ご家族も同条件でご利用いただけます
- ・全図協特例割引適用で通常会費より10%お得！

各種制度に関するお問い合わせ・お申し込みは、全図協事務局までお願いします。
なお、詳細は協会ホームページ (<http://www.nit.or.jp>) の会員ページ (パスワード: kagura6) に
パンフレットのデータを掲載していますので、そちらもご覧ください。

お問い合わせ・お申し込み先 ⇒ TEL 03-3267-1041 担当: 宍戸、杉田

編集後記

もうすぐ4月。新学期に向けて、出版社、販売店、学校とそれぞれの立場で準備に奔走されている時期かと思えます。

私はといいますと、保護者の立場で、この春から小学校に通い始める上の子の入学準備に追われているところです。学校からの書類を見ていたところ、事務局の仕事のなかで目にしたことのある販売店さんの名前が載っているのを見つけました。(残念ながら直接お会いしたことはないのですが)

どの学校にも教材を届けている販売店さんがあるのだということを、改めて身近に、実感できた瞬間でした。

(み)

全図協 販売管理システムのご案内

- ▶ 「図書教材ネット」と連動して、発注データを自動取り込み
- ▶ 納品書や請求書、売上明細などを一瞬で作成
- ▶ 複雑な売上・入金処理も簡単に管理

<お問い合わせ先>

一般社団法人全国図書教材協議会・事務局 (TEL 03-3267-1041) までお願いします。

業務の
効率化を
支援!